

# 公益財団法人公益法人協会

## 第24回定期評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成30年6月27日(水) 14時～15時53分
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」の間
- 3 評議員総数及び定足数  
　　総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 17名  

(出席) 秋山孝二、伊藤道雄、今井渉、上保紀夫、小方泰、木村裕士、小西惠一郎、高橋洋、高橋陽子、谷井浩、茶野順子、徳川義崇、中野佳代子、振角秀行、蓑康久、山本雅貴、吉井實行

(欠席) 浅野有、大貫正男、笹部俊雄、渋沢雅英、轟木洋子、野村萬、深尾昌峰、渡邊肇

(監事出席) 中田ちづ子

(理事出席) 時枝(雨宮)孝子理事長(以下「雨宮理事長」)、鈴木勝治副理事長、鶴見和雄常務理事、太田達男会長

(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、鶴見常務理事

### 5 議題

#### 決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「平成29年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「平成29年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「評議員の選任」の件
- 第5号議案 「理事の選任」の件

#### 報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第46回理事会の審議結果
- ③ 平成29年度内閣府会計研究会検討結果(案)意見募集への対応
- ④ 内閣府立入検査
- ⑤ 新公益法人制度10周年記念シンポジウム
- ⑥ 内閣府相談会事業の入札結果
- ⑦ その他職務執行報告

### 6 会議の概要

#### (1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、評議員総数25名中17名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足している旨の確認があり、続いて、同常務理事より本評議員会の議事進行について説明があった。

## (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

### ○ 決議事項

#### 第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、山本雅貴、吉井實行の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

#### 第2号議案「平成29年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

#### 第3号議案「平成29年度計算書類及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに雨宮理事長より第2号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

#### 〔事業報告〕

まず環境認識として、平成30年3月31日現在で公益社団・公益財団法人の数は9,530であるが、うち平成27年度新たに認定を受けた法人は90、28年度は88法人と公益認定に係るスピードは明らかに鈍化している。一方で認定取消法人数は18に達し、解散も67件となった。また、非営利セクター関連の動きとしては、本年1月の公益信託法見直しに関する中間試案についての意見募集、同月の休眠預金等活用法の施行と2月のその活用基本方針に関する意見募集、さらには30年度税制改正に当たって公益法人等への資産寄附税制の拡充などがあった。海外に目を転ずると、近く予定されている米朝協議はいうに及ばず、トランプ政権によるアメリカファースト政策、欧州では英国のEU離脱交渉の進展など、世界レベルで社会の分断化が進行、また、日本国内では自然災害が多発、少子化の波は歯止めがかからず人手不足が続くなど、市民社会を取り巻く環境の変化は混乱をもたらしている。このような複雑で深刻な環境の中、先進国によるSDGsなど、多種多様な社会の問題解決に取り組む非営利組織が果たす役割はますます重要なものとなり、公益法人制度改革10年となる30年度には、当公益法人協会への期待も大きくなると考えられる。

平成29年度事業計画における基本方針は次の三点であった。

- (1) 非営利組織のより徹底した自律的で自立した資質の向上により、休眠預金、公益信託、資産寄附など社会から負託される財産の公正で透明性の高い管理運用体制の構築に協力する。
- (2) 社会福祉法人制度改革に対応し、適切な支援体制を整備する。
- (3) 会員へのより質の高いサービス向上をめざし、会員システムの向上、遠隔地相談体制、インターネット利用環境などを整備する。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のような対応を行い、成果を得た。

- (1) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金活用法）の制定とともに、29年3月に発足した、「休眠預金未来構想プラットフォーム」に継続的に参画、また「指定活用団体」の透明性、健全なガバナンス等に関し、意見を答申した。公益信託については、前年度に引き続き、当協会役員が法務省法制審議会信託法部会に

委員として参画し、公益信託の健全な発展の議論に寄与し、さらに「公益信託法の見直しに関する中間試案」への意見書を提出した。資産寄附については、社会的関心が高まる中、資産寄附税制に関し、積極的な政策提言を実施し、その結果、「公益法人等に現物寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」が制定され、30年度より実現の運びとなった。さらに法人運営の観点より、公益法人の寄附収入拡大に向けた、内閣府主催の「寄附に関するテーマ別セミナー」に協力し、「寄附受入の第一歩」と称した講演を行い、好評を得た。

- (2) 前年度に比し、「会計セミナー」「人事管理・労務セミナー」を中心に社会福祉法人関係のセミナーの充実を図った。これは、平成29年4月の社会福祉法人制度改革により、そのニーズに応えるために行ったものであるが、27年度に開設した、大阪相談室の機能も活用し、地方展開も積極的に行つた。また平成27年7月に発刊した「社会福祉法人会計の『基本』」は、当協会の29年度ベストセラーとなり、収益に大いに貢献した。
- (3) 会員の獲得努力にもかかわらず、残念ながら前年度に引き続き29年度は、NETでマイナスの結果に終わり、29年度末の会員法人数は1,423法人にとどまった。年度内の退会は56法人であり、財政面を理由に挙げた法人は47%である。ただし退会法人のうち約20%が当協会のサービス未利用、また専門職・専門会社への委託を理由に挙げており、今後これらを分析することにより、会員数はマイナスからプラスに転じる可能性に期待する。

続いて、各事業の特筆事項について何点か補足説明があった。

#### [計算書類等]

次に、鶴見常務理事より第3号議案について別資料を元に次のとおり説明があった。説明によると、平成29年度は経常増減ベースでマイナス130万円、4年ぶりの赤字となった。赤字の主な理由は、対予算ベースで収益は約611万円上回ったものの、費用がそれ以上、約830万円超過したことである。事業収益の牽引役であるセミナー事業を例にとると、収益は上げたものの、主力である会計セミナーの集客はすでにピークに達していると思われること、また、社会福祉法人向けのセミナーは公益法人・一般法人のようなメールによる集客の効果がいまひとつであり、そのために会場費、講師謝金の他に経費として郵送等による通信運搬費がかかり、年間では軽視できない金額となった。事業費以外ではIT機器・システムのメンテナンス代等の予算外の費用や、役員報酬規程の改定による退職慰労金の繰入等が発生したことが要因。前執行部から引き継いだばかりのバトンタッチ初年度に赤字を出したことは大変申し訳なく思うが、幸いマイナス幅は小さく、30年度は事業のテコ入れ、一層の経費節減により十分に挽回できると考えている。計算書類の説明に続いて、遊休財産額、公益目的事業比率等についていずれも財務基準をクリアしていることが、数値をもとに報告された。以上であった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があつた。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(小西評議員) 質問がいくつかある。まず一つは計算書類等の附属明細書の賞与引当金についてだが、普通は、当期増加額と期末残高は同じ額になるのではないか。期末残高4,956,000円に対して、当期増加額は3,936,387円と変な数字が入っている。ここは期末残高と同じ数字が入るべきではないか。同時に、期首残高も当期減少額に一致しなければならないのではないか。目的使用を期首残高に合わせるのかどうか、目的使用を生かすのであれば再計算しなければならないのではないか。

(鶴見常務理事) この記載で不都合がある、ということか。

(中田監事) 通常は期首残高を当期減少し、そして、当期の繰入額が期末残高に残るのが普通の形式であるが、そのような形式となっていない経緯について公益法人協会の経理担当から説明してもらった方がよい。

(澤口経理担当) その金額は、実際に目的使用として費用として支出し載せた金額である。

(小西評議員) 正しくは、当期増加額を期末残額に合わせないといけないのではないか。

(中田監事) 当期増加額イコール期末残高ではない。期首残高はあくまで見積もりであり、目的使用すなわち賞与の支払いがそれより少なかったので、差額を積み立てたので、その残りが期末残高になっているわけである。

(小西評議員) それでは、前期に過大に見積ったということか。

(中田監事) 前期の段階では、その金額で見積ったということ。賞与は例えば2ヶ月分とかきつかり決まっているわけではないから、前期末に行った見積りと実際の支払いでは差額が生じたわけであり、前期末の見積りと今期の使用額が違うことは当然あり得ることである。

(小西評議員) それでは「その他」の欄に、その差額を記載しなければならないのではないか。

(中田監事) その方法は「洗い替え方式」である。会計処理は一つではなく、当法人では別的方式に拠っており、目的使用した額が少なかったので、残りがそのまま期末残高になるという会計処理を取っている。差額のみ増加させたので、こうした記載になったものである。これは間違いない。

(小西評議員) 次に、正味財産増減計算書の「受取支援金」について。この受取支援金2,410,125円は「注記」5の、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳に記載された振替額と同額だが、同じく「注記」2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載された「災害支援金資産」2,410,129円と、わずかではあるが4円相違する。普通は一致するはずだが、これは推定するに利息額ではないか。中田監事、どうか。

(澤口経理担当) その4円は、特定資産である普通預金の利息4円である。

(小西評議員) 続いて、同じく基本財産についてだが、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において当期増加額がゼロになっている。利息を計上しなくてよいのか。

(中田監事) この表では基本財産は元本を表わすものであり、利息は計上しない。

(小西評議員) その次は、正味財産増減計算書の「貯蔵品除却費」であるが、これは経常費用としてではなく、経常外費用として計上すべきではないのか。

(鶴見常務理事) 私どもの計上方法では、従来から経常費用の物件費の中で計上している。

(中田監事) この件については以前、当時の代表理事である太田理事長と話し合った際、数年に一回程度発生することであり金額も大きくなないことから、経常費用としてこの科目で扱うとした経緯がある。

(高橋議長) 法人で決めればよい、ということか。

(小西評議員) 公益目的事業会計の当期経常増減額がずっとマイナスになっているが、正味財産増減計算書内訳表で他会計振替額の記載がないことはいかがか。

(中田監事) 他会計振替をしなければいけないケースとは、よくご存じと思うが、収益事業がある場合。収益事業に利益が生じた場合には、その2分の1を他会計振替しなければいけないが、この法人は公益目的事業と法人会計しかないので、法人会計から他会計振替をするかしないかは法人の自由である。

(小西評議員) 内閣府の考え方が変わったと思うが、公益目的取得財産残額の確定に関して、法人会計からの他会計振替も加えるべきではないか、そうした観点から発言した。

(山本評議員) 3月に開催した第23回評議員会で、平成30年度事業計画書、収支予算書等の承認でしたが、事業計画書・収支予算書の承認は評議員会が行わなくてはいけないのか。臨時評議員会という名称に違和感がある。

(鈴木副理事長) 定時評議員会は法律上決まっており、年1回必ず開催しなければならないが、それ以外はすべて臨時となる。事業計画書・予算書等について理事会だけでなく、評議員会の承認を要するかどうかは法人の自由であり、法律上はそれをやる必要はないが、公法協では必要と判断し、定款で評議員会の承認を課している。

(蓑評議員) 決算書をみると、人件費の比率が高く費用の4割くらい。また、経団連や関経連などは会費収益の比率が高く、収益全体の8割くらいであるが、それと比較すると公法協は会費の比率が低い。会員の増強に関してある程度のターゲットを決めて、協会の会員としてふさわしい法人を具体的に挙げ、プロモーションをかけていくということはどうか。

(鶴見常務理事) 既存会員法人の満足度を、明確に把握していないところがあるので、30年度に徹底的に分析をし、新たな顧客獲得を図りたい。30年度から3ヶ年計画で実現したい。

(高橋洋評議員) 以前、平成29年度相談会の入札に当たり金額を前年度よりもかなり下げて落札、受託したという話を聞いたが、今年度はどのようにになっているのか。最近、某株式会社から相談会の案内が来た。公益法人協会に受託して欲しいと思っている。

(鶴見常務理事) 29年度の入札に当たり、金額の大幅な値下げを行った理由は、全国公益法人協会が参入し、相当低い額を出す可能性があったからである。30年度については、採算性と当協会の財務体力を考慮し、どの程度まで低減化できるか執行理事間で協議をした。技術点でカバーしようと思ったが、競合他社の応札価格が想像以上

に低く、入札金額の差80万円を帳消しにするほどの効果がなく、僅差で落札を逃し失注、という結果になった。公益法人協会にとっては事業の「顔」になるところではあるので、財務体質を強化し、来年度はぜひとも奪回したいと考えている。

(小西評議員) 貸借対照表において「財政基盤安定化基金」はどこへ行ったのか。

(鶴見常務理事) 29年度期中に取り崩して流動資産に回し、経費として費消した。

(小西評議員) 今後は財政規模を大きくしていくかなくてはならないと、かつて評議員会で当時の太田理事長から説明があったような記憶があるが、今後の方針、見解を教えて欲しい。

(雨宮理事長) 特定費用準備資金として認め得るかどうかという問題について、理事会では脱法行為になるのでは、という意見、指摘があったと記憶している。

(小西評議員) 会計の項目として、なくしていくというお考えか。

(雨宮理事長) 同基金はすでに解消し、なくなった、ということである。

審議の結果、第2号議案を、続いて第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

#### 第4号議案「評議員の選任」の件

議長の求めに応じて雨宮理事長から、理事、監事、評議員の現況とともに、評議員の一部改選案について説明があった。説明によると、現評議員25名のうち、改選期に当たるのは1名であり、再任の承諾を取り付けた。また、非改選の評議員のうち2名から辞任の申し出があり、役員等候補選出委員会ではその後任2名を、再任候補者1名とともに候補者名簿に掲載、理事会を経由して評議員会へ提出することを書面による方法で決議し、理事会でも承認を受けた。続いて、再任及び新任候補者合わせて3名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人ずつ説明があり、原案どおり選任されると評議員総数は改選前と同じ25名(定数20~30名)になる、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任) 振角 秀行

(新任) 紙野 憲三 (公財)東レ科学振興会専務理事

木戸 寛 (公財) JKA執行理事

任期はいずれも、選任された日から平成34年に開催される定時評議員会終結の時まで。

なお、辞任による退任者2名は次のとおり。

笹部 俊雄、高橋 洋 (本評議員会の終結をもって辞任)

#### 第5号議案「理事の選任」の件

同じく雨宮理事長から、現理事15名のうち改選期に当たるのは1名であり、再任につき承諾があったこと、続いて、再任候補者の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人ずつ説明があり、原案どおり選任されると、改選後の理事総数は15名(定数10~15名)で変わらない、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任) 時枝 孝子 (雨宮 孝子)

任期は、選任された日から平成32年に開催される定時評議員会終結の時まで。

## ○ 報告事項

以下の①～⑦につき、報告があった。

### ① 役員等候補選出委員会の審議結果

第4号及び第5号議案にて、説明済み。

### ② 第46回理事会の審議結果（雨宮理事長）

今月7日に開催した理事会では、本評議員会に提出するための平成29年度事業報告案、同計算書類等案、評議員及び理事候補者名簿案が原案どおり承認された。また、同じく評議員会に提出する予定であった、寄附金に係る定款第9条の変更案については、長時間に亘る審議の末、承認を受けたものの、執行部はその後改めて理事会へ図ることとして、本評議員会への議案提出を見送った、とのことであった。

### ③ 平成29年度内閣府会計研究会検討結果(案)意見募集への対応（雨宮理事長）

報告によると、内閣府の会計研究会から4つの項目に係るパブリックコメントが付され、公益法人協会では税制・会計合同委員会を開催した上で意見書を提出した、とのことであった。

### ④ 内閣府立入検査（鈴木副理事長）

4月25日に実施された行政庁による立入検査について、配布された『公益法人』6月号写しを参照しつつ、その内容と結果に係る具体的な説明があった。

### ⑤ 新公益法人制度10周年記念シンポジウム（鈴木副理事長）

助成財団センターとの共催により、本年12月4日に都内で開催が予定されている、同シンポジウムのプログラム案等につき説明とともに、出席者に参加の要請があった。

### ⑥ 内閣府相談会事業の入札結果（鶴見常務理事）

第2号議案にて、説明済み。

### ⑦ その他職務執行報告

本年3月に開催された臨時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記⑥までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を元に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、最後に次の意見があった。

（小西評議員）今の法律ができて10年になる。太田会長が理事長時代に築き上げてきた遺産を維持し、発展することが大切だと思う。太田会長、雨宮理事長が二人三脚で進んでいっていただきたいし、評議員全員で強力にバックアップしていきたい。

（谷井評議員）小西評議員のコメントには、大賛成する。内閣府会計研究会のパブリックコメント対応に関する本日の雨宮理事長のコメントをおうかがいして安心した。また、29年度計算書類に係る議案説明にて赤字決算の話があったが、公益法人協会の財政基盤が弱くなつたのであれば心配である。われわれ評議員も新しい会員をリクルートするなどして、お手伝いしたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時53分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成30年6月27日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 山本 雅貴

議事録署名人 吉井 實行

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文  
総務部 松野亜希子